

## 第2期香取市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託仕様書（案）

### 1. 業務名

第2期香取市子ども・子育て支援事業計画策定支援業務委託

### 2. 目的

本市では、平成27年3月に子ども・子育て支援法に基づき「香取市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）」を策定し、幼児期の教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に実施した。

2019年度末で事業計画が終了するため、改めて子ども・子育て支援に係る現状分析や課題の整理、事業量の推計、目標量の設定等を行うとともに、子ども・子育て会議の運営支援等を通じて、2020年度からの5年間を計画期間とする「第2期香取市子ども・子育て支援事業計画（以下「次期計画」という。）」を策定することを目的とする。

### 3. 履行期間

契約締結日の翌日から2020年3月25日まで

### 4. 委託業務内容

委託業務の内容は、以下のとおりとする。ただし、当該内容は、現時点のものであり、今後、国の制度検討（改正）、通知等によっては、変更が生ずることがある。

なお、詳細については契約締結後、市と受注者において協議を行うものとする。

#### （1）現状把握作業

- ① 次世代育成支援行動計画、事業計画の進捗評価を行うこと。
- ② 教育・保育・地域の子育て支援の現状把握（分析）、課題抽出を行うこと。
- ③ 国が定める基本指針等を参照し、区域設定の検討を行うこと。

## (2) 事業量の推計・目標量の設定

平成30年11月に実施した、子育て支援に関する意向調査（以下「ニーズ調査」という。）の結果をもとに、各種事業の事業量の見込みを推計する（児童の人口推計を含む）こと。また、推計結果に、市の資料などから把握するサービス提供状況や見込量、市の施策意向、子ども・子育て会議の審議経過などを加味し、計画における各種事業の目標量の設定を行うこと。

## (3) 次期計画案の策定支援

ニーズ調査結果等を反映し、次期計画（次世代育成支援行動計画を含む）の構成、施策体系等を検討して、骨子案を取り纏めること。

また、骨子案に対する市子ども・子育て会議における審議・検討結果等に基づき、補修正を行い、次期計画案を取り纏めること。

## (4) 会議運営支援

- ① 香取市子ども・子育て会議（全5回程度）が円滑に運営できるよう、会議の開催前に担当課と打合せを行い、会議資料の作成に必要な基礎資料を作成すること。
- ② 会議（2時間程度）に出席して、円滑な運営を支援するとともに、必要に応じて説明、会議での意見を踏まえた資料、議事録（テープ起こし及び要旨）を作成すること。
- ③ 会議での意見の集約及び検討結果を取り纏めた原稿を作成し、その後の次期計画案策定に反映させること。
- ④ 上記①②には、本業務を担当する管理責任者（主任研究員）及び担当者（研究員）が出席すること。ただし、市が認めた場合は、どちらか1名での出席でも可とする。

(5) パブリックコメントへの実施支援

次期計画案に関して、市が実施する住民向けパブリックコメントについて、資料作成及び意見に対する対応策の助言等の支援を行うこと。

(6) 事業実施にかかわる情報提供等

専門的知識及び経験に基づき、助言・支援すること。また、事業全体の実施にかかわる、国、県内、県外の他自治体等の情報収集を行い、提供・助言等を行うこと。

(7) 成果品

① 第2期香取市子ども・子育て支援事業計画書

・ A4判、100頁程度、200部（表紙カラー、中単色刷）

② 計画書概要版

・ A4判、8頁、カラー刷、1,000部

（デザイン、レイアウト編集、校正含む）

③ 以下のデータを収録したCD-R

・ 上記①及び②の計画書、概要版（Word及びPdf）

## 5. その他

(1) 業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、子ども・子育て支援法その他の関係法令及び規定等に準拠すること。

(2) 業務履行の過程において、受注者が作成した基礎データ等資料を本市が求めた場合は、受注者は可能な限り対応すること。

(3) 業務履行の過程において、本市又は受注者が必要と認める場合には、適宜協議を行うものとする。

(4) 業務内容その他この契約により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

(5) 業務履行にあたり、個人情報保護条例に基づき適正な個人情報の取り扱いを行うこと。

- (6) 契約締結後、速やかに工程表を提出して、本市と協議を開始するとともに、適正な工程管理を行うこと。また、本市が業務履行の進捗状況の報告を求めた場合には、速やかに報告をすること。
- (7) この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ処理するものとする。